

浜の活力再生プラン
(第2期)

1 地域水産業再生委員会 (浜プラン ID1108004)

組織名	北茨城市大津地域水産業再生委員会
代表者名	会長 鈴木 將 之

再生委員会の構成員	大津漁業協同組合、北茨城市 (環境産業部)、大津旋網船主会、大津小型船組合、茨城沿海地区漁業協同組合連合会、茨城県信用漁業協同組合連合会
オブザーバー	茨城県 (漁政課、水産試験場)

対象となる地域の範囲及び 漁業の種類	北茨城市大津地域 30 経営体 沖合底曳網 1、小型機船底曳網 1、沿岸小型船漁業 28 名
-----------------------	---

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>当地域は、茨城県北部にあり、第3種漁港に指定されている大津漁港を拠点として、大中型まき網漁業、沖合底曳網漁業・小型機船底曳網漁業 (以下「底曳網漁業」という。)、船曳網漁業・刺網漁業・潜水漁業・一本釣り等 (以下「沿岸小型船漁業」という。) が営まれている。当地域の沖合では親潮と黒潮が交錯しており、イワシ類、サバ類、シラス、コウナゴ、ツノナシオキアミ等の好漁場が形成され、沿岸にはアワビ等の漁場となる磯場やヒラメ、カレイ類等の漁場となる天然礁がある。</p> <p>当地域には、大中型まき網の船団が6ヶ統あり、常磐～道東海域で周年操業し、サバ類、イワシ類を漁獲している。また、底曳網漁業は2隻あり、北茨城市の「市の魚」に制定され、郷土料理の「あんこう鍋」や「どぶ汁」などで賞味されるアンコウのほか、イカ類、ヒラメ、カレイ類、タコ類、メヒカリ等、多種多様な魚を水揚げしている。沿岸小型船漁業においては船曳網漁業を主として、一本釣り、アワビ漁などを行い、主力の船曳網ではシラス、コウナゴ、サヨリ等を水揚げしている。</p> <p>近年は、魚価の低迷、消費者の魚離れ、燃油高騰による漁業経費の増大、若年層の漁業就業者数の減少、漁業就業者の高齢化等、様々な漁業情勢や課題を抱えており、漁業経営は厳しい状況にある。</p>
--

(2) その他の関連する現状等

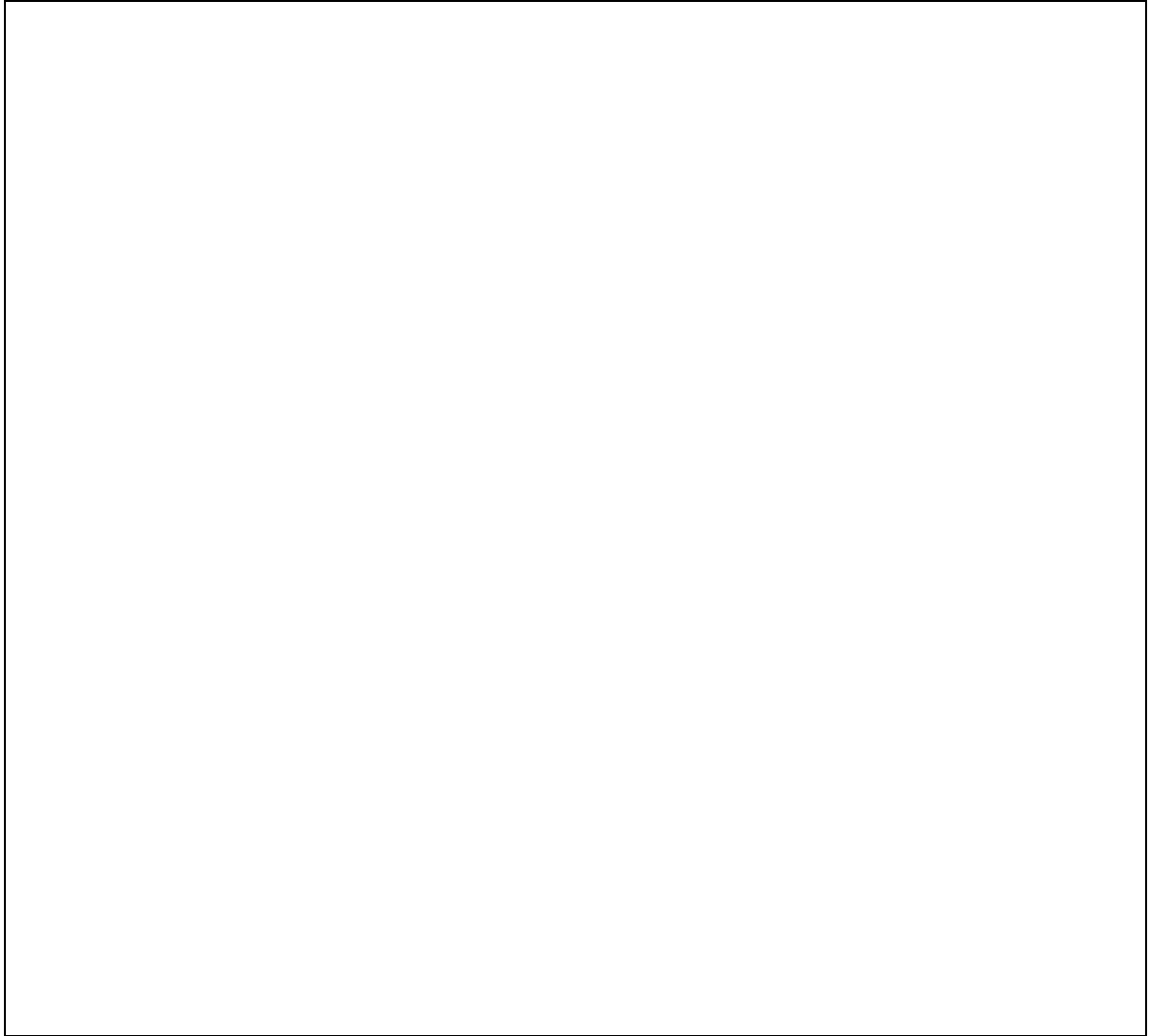
平成 23 年 3 月の東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故で海中に放出された放射性物質の影響により、一時は漁業の全面操業自粛に追い込まれた。現在操業は再開してはいるものの、未だ操業自粛区域が設定されるなどの制約は依然大きい。

当地域では安心安全な魚を提供するため、北茨城市が放射性物質を非破壊で検査できる機器を設置し、検査公表することで水産物の安心安全を目に見える形でPRしている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

--



(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

【漁業収入向上のための取組】

① 品質・衛生管理体制向上策

底曳網漁業者と沿岸小型船漁業者は、魚種・漁獲状況に応じて日帰り操業、時間短縮操業を行い、水揚物の鮮度・品質向上を図る。また、全漁業者と漁協は、水産試験場による助言・指導を受け、水揚物の鮮度保持・単価向上や市場の衛生管理体制の改善・推進を図る。

② 水揚物の付加価値向上策

沿岸小型船漁業者は、凍結生シラスの生産等により水揚物の付加価値向上を図る。また、漁協は、市場食堂で天津産地魚料理を提供することにより、魚価の向上を図る。

③ 栽培漁業・資源管理型漁業の推進

全漁業者は、種苗放流により資源の増大を図るとともに、効率的、永続的な資源利用のた

め、他地区の漁業者と連携し、漁業種類ごとに自主的に定めたルールのもとで操業する。

④ 磯根資源の有効利用

沿岸小型船漁業者は、藻場の保全、種苗放流、漁獲管理により磯根資源を有効に活用するとともに、蓄養出荷による魚価向上を図る。

⑤ 魚食普及・消費拡大対策

全漁業者、漁協は、市が開催するイベント等において、水産加工業者等と連携しながら、地域水産物の試食・販売を行い、地域水産物の認知度向上やイメージアップを図る。また、市場食堂における地魚料理の提供や漁業体験や種苗放流体験、伝統食の試食を通じ、観光客や地元児童への漁業や魚食に対する理解促進を図る。

また、市と漁協は、定期的な水揚物の放射性物質検査を実施し、結果を公表することにより大津産水産物の安全・安心を確保する。

【漁業コスト削減のための取組】

⑥ 燃油等漁業コスト削減策

全漁業者は、減速航行、定期的な船底清掃を行う。漁協、市は、船底清掃の要する上架費用の支援を行う。また、全漁業者は、引き続き経営状況等に応じ、機関換装や代船導入を検討する。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

漁獲努力量の削減等については、資源管理計画を確実に履行しており、今後さらに資源保護・回復に努める。

- ・ 沖底・小底：休漁日の設定（茨城県底曳網漁業協議会協定）
操業禁止期間（7/1～8/31）の設定（公的管理措置）
- ・ 船曳網漁業：シラスの操業時間は日の出から午後3時までとする。また、毎週日曜日は休漁日とする（茨城県小型船漁業協議会によるしらす曳網漁業資源管理協定）
- ・ 刺し網漁業：操業禁止期間の設定（公的管理措置）
操業時間および漁網の総長の設定（許可の条件）
10月1日から11月30日とする。（平潟漁協 申し合わせ）
- ・ 曳縄漁業：メジを対象とした操業は10～12月とし、茨城県知事管理量を遵守する。（茨城県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画）1.5kgサイズの自主制限
- ・ アワビ・ウニ漁：操業日数は100日間以内、操業時間は5時30分から14時30分までの間の5時間以内とする。（大津漁協 磯根資源管理計画）

(4) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成31年度）基準年比+6.5%

漁業収入向上のための取組	<p>① 品質・衛生管理体制向上策</p> <p>底曳網漁業者は、魚種や漁模様に合わせて日帰り操業を行い、ヤリイカ等漁獲物の鮮度や品質を保持し、魚価向上を図る。また、沿岸小型船漁業者は、操業時間を短縮し、釣りや刺し網のヒラメ等漁獲物の鮮度の保持と魚価の向上を図る。</p> <p>漁協、全漁業者は、水産試験場から品質・衛生管理に関する助言・指導を受けることにより、水揚物の鮮度・品質の保持や市場の衛生管理体制の改善・向上を図る。</p> <p>② 水揚物の付加価値向上策</p> <p>沿岸小型船漁業者と漁協は、凍結生シラスの生産の再開に向け、生産・販売体制を協議・検討する。</p> <p>また、漁協は、市場食堂における地元水産物を活用した地魚料理を提供するため、新メニューの開発に取り組む。</p> <p>③ 栽培漁業・資源管理型漁業の推進</p> <p>全漁業者は、資源の増大を図るため、（公財）茨城県栽培漁業協会が生産するヒラメ、アワビ種苗の放流を行う。また、資源の効率的利用を図るため、沿岸小型船漁業者は茨城県小型船漁業協議会等において、底曳網漁業者は茨城県底曳網漁業協議会等において、それぞれ漁獲対象資源の状態に応じて定める自主的なルールの下で操業を行う。</p> <p>④ 磯根資源の有効利用</p> <p>沿岸小型船漁業者は、藻場の実態把握、保全活動と種苗放流によりアワビの資源増大を図る。また資源状態に応じた操業を行い、アワビ資源の持続的・効率的利用を図る。漁獲したアワビは蓄養し、市況に応じた出荷を行うことにより、魚価の維持を図る。</p> <p>⑤ 魚食普及・消費拡大対策</p> <p>全漁業者、漁協は、市が開催する「雨情の里港まつり」、「北茨城市民夏まつり」、「全国あんこうサミット」において、大津産水産物の試食・販売を行い、地域の認知度や水産物の消費拡大を図る。また、近傍に北関東道、東北道、関越道が整備され、首都圏、北陸・東北地方の交通網における交差地区であり、流通・観光の拠点として発展が期</p>
--------------	---

	<p>待される群馬県太田市と交流を深め、北茨城産水産物の販路拡大を図る。</p> <p>また、市場食堂における地魚料理の提供や船曳網漁業の体験乗船ツアーによる観光客の呼び込みや地元児童を対象としたヒラメ放流体験会やアンコウの吊るし切り見学と「どぶ汁」試食会等を行い、漁業や魚食に対する理解の促進を図る。</p> <p>また、市と漁協は、市が整備した非破壊放射能検査施設等により定期的な放射性物質検査を実施し、結果を市のホームページ上で公表することにより漁獲物の安全安心を確保する。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>⑥ 燃油等漁業コスト削減策</p> <p>全漁業者は、減速航行の徹底、係留中の機関の停止、定期的な船底清掃による航行時の抵抗削減など、省燃油に繋がる活動を実施し燃油消費量の抑制を図る。漁協と市は、上架費用の補助を行い、漁業者が行う船底清掃を支援する。</p> <p>漁業者は、船齢や機器の状態、経営状況に応じて、省エネ効果や生産性の高いエンジンへの更新、代船の導入を検討する。</p>
活用する支援措置等	<p>水産多面的機能発揮対策事業（国）・・・④</p> <p>水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）・・・⑥</p>

2年目（平成32年度）基準年比+7.5%

漁業収入向上のための取組	<p>① 品質・衛生管理体制向上策</p> <p>全漁業者は、引き続き魚種や漁模様に応じた操業を行い、漁獲物の鮮度や品質を保持し、魚価向上を図る。</p> <p>漁協、全漁業者は、水産試験場から品質・衛生管理に関する助言・指導を受け、水揚物の鮮度・品質の保持や市場の衛生管理体制の改善・向上を図る。</p> <p>② 水揚物の付加価値向上策</p> <p>沿岸小型船漁業者と漁協は、前年の協議・検討結果に基づき、凍結生シラスの生産を再開し、市場食堂での提供を行う。</p> <p>また、漁協は、市場食堂において、凍結生シラスを活用したメニューや新たな地魚料理を提供する。</p> <p>③ 栽培漁業・資源管理型漁業の推進</p> <p>全漁業者は、資源の増大を図るため、引き続きヒラメ、アワビ種苗の放流を行う。また、資源の効率的利用を図るため、漁獲対象資源の状態</p>
--------------	---

	<p>に応じて定める自主的なルールの下で操業を継続する。</p> <p>④ 磯根資源の有効利用</p> <p>沿岸小型船漁業者は、引き続き藻場の実態把握、保全活動、アワビの種苗放流と資源状態に応じた利用を行う。漁獲したアワビは蓄養出荷し、魚価の維持を図る。</p> <p>⑤ 魚食普及・消費拡大対策</p> <p>全漁業者、漁協は、引き続きイベントにおいて、大津産水産物の試食・販売を行い、地域の認知度や水産物の消費拡大を図る。また、水産加工業者等が太田市の販売拠点において北茨城産水産物の販売を開始する。</p> <p>観光客の呼び込みや地元の児童の漁業や魚食に対する理解の促進を図るため、市場食堂における地魚料理の提供や船曳網漁業の体験乗船ツアー、ヒラメの放流体験会、アンコウの吊るし切り見学と「どぶ汁」試食会等を継続する。</p> <p>また、市と漁協は、放射性物質の検査と結果の公表を継続し、漁獲物の安全安心を確保する。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>⑥ 燃油等漁業コスト削減策</p> <p>全漁業者は、減速航行の徹底、係留中の機関の停止、漁協と市の支援を受けた船底清掃など、省燃油に繋がる活動を継続する。また、船齢や機器の状態、経営状況に応じて、省エネ効果や生産性の高いエンジンへの更新、代船の導入を検討する。</p>
活用する支援措置等	<p>水産多面的機能発揮対策事業（国）・・・④</p> <p>水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）・・・⑥</p>

3年目（平成33年度）基準年比+8.6%

漁業収入向上のための取組	<p>① 品質・衛生管理体制向上策</p> <p>全漁業者は、引き続き魚種や漁模様に応じた操業を行い、漁獲物の鮮度や品質を保持し、魚価向上を図る。</p> <p>漁協、全漁業者は、水産試験場から品質・衛生管理に関する助言・指導を受け、水揚物の鮮度・品質の保持や市場の衛生管理体制の改善・向上を図る。</p> <p>② 水揚物の付加価値向上策</p>
--------------	--

	<p>沿岸小型船漁業者と漁協は、凍結生シラスの増産と新たな販路の開拓に向けた検討を行う。</p> <p>また、漁協は、市場食堂において引き続き地魚料理を提供する。</p> <p>③ 栽培漁業・資源管理型漁業の推進</p> <p>全漁業者は、資源の増大を図るため、引き続きヒラメ、アワビ種苗の放流を行う。また、資源の効率的利用を図るため、漁獲対象資源の状態に応じて定める自主的なルールの下で操業を継続する。</p> <p>④ 磯根資源の有効利用</p> <p>沿岸小型船漁業者は、引き続き藻場の実態把握、保全活動、アワビの種苗放流と資源状態に応じた利用を行う。漁獲したアワビは蓄養出荷し、魚価の維持を図る。</p> <p>⑤ 魚食普及・消費拡大対策</p> <p>全漁業者、漁協は、引き続きイベントにおいて大津産水産物の試食・販売を行い、地域の認知度や水産物の消費拡大を図る。また、水産加工業者等が太田市の販売拠点において北茨城産水産物の販売を行う。</p> <p>観光客の呼び込みや地元の児童の漁業や魚食に対する理解の促進を図るため、市場食堂における地魚料理の提供や船曳網漁業の体験乗船ツアー、ヒラメの放流体験会、アンコウの吊るし切り見学と「どぶ汁」試食会等を継続する。</p> <p>また、市と漁協は、放射性物質の検査と結果の公表を継続し、漁獲物の安全安心を確保する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>⑥ 燃油等漁業コスト削減策</p> <p>全漁業者は、減速航行の徹底、係留中の機関の停止、漁協と市の支援を受けた船底清掃など、省燃油に繋がる活動を継続する。また、船齢や機器の状態、経営状況に応じて、省エネ効果や生産性の高いエンジンへの更新、代船の導入を検討する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産多面的機能発揮対策事業（国）・・・④</p> <p>水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）・・・⑥</p>

4年目（平成34年度）基準年比+9.7%

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>① 品質・衛生管理体制向上策</p> <p>全漁業者は、引き続き魚種や漁模様に応じた操業を行い、漁獲物の鮮度や品質を保持し、魚価向上を図る。</p> <p>漁協、全漁業者は、水産試験場から品質・衛生管理に関する助言・指導を受け、水揚物の鮮度・品質の保持や市場の衛生管理体制の改善・向上を図る。</p> <p>② 水揚物の付加価値向上策</p> <p>沿岸小型船漁業者と漁協は、凍結生シラスを増産し、新たな販路への販売を開始する。</p> <p>また、漁協は、市場食堂において引き続き地魚料理を提供する。</p> <p>③ 栽培漁業・資源管理型漁業の推進</p> <p>全漁業者は、資源の増大を図るため、引き続きヒラメ、アワビ種苗の放流を行う。また、資源の効率的利用を図るため、漁獲対象資源の状態に応じて定める自主的なルールの下で操業を継続する。</p> <p>④ 磯根資源の有効利用</p> <p>沿岸小型船漁業者は、引き続き藻場の実態把握、保全活動、アワビの種苗放流と資源状態に応じた利用を行う。漁獲したアワビは蓄養出荷し、魚価の維持を図る。</p> <p>⑤ 魚食普及・消費拡大対策</p> <p>全漁業者、漁協は、引き続きイベントにおいて大津産水産物の試食・販売を行い、地域の認知度や水産物の消費拡大を図る。また、水産加工業者等が太田市の販売拠点において北茨城産水産物の販売を行う。</p> <p>観光客の呼び込みや地元の児童の漁業や魚食に対する理解の促進を図るため、市場食堂における地魚料理の提供や船曳網漁業の体験乗船ツアー、ヒラメの放流体験会、アンコウの吊るし切り見学と「どぶ汁」試食会等を継続する。</p> <p>また、市と漁協は、放射性物質の検査と結果の公表を継続し、漁獲物の安全安心を確保する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>⑥ 燃油等漁業コスト削減策</p> <p>全漁業者は、減速航行の徹底、係留中の機関の停止、漁協と市の支</p>

	援を受けた船底清掃など、省燃油に繋がる活動を継続する。また、船齢や機器の状態、経営状況に応じて、省エネ効果や生産性の高いエンジンへの更新、代船の導入を検討する。
活用する支援措置等	水産多面的機能発揮対策事業（国）・・・④ 水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）・・・⑥

5年目（平成35年度）基準年比+10.7%

漁業収入向上のための取組	<p>① 品質・衛生管理体制向上策</p> <p>全漁業者は、引き続き魚種や漁模様に応じた操業を行い、漁獲物の鮮度や品質を保持し、魚価向上を図る。</p> <p>漁協、全漁業者は、水産試験場から品質・衛生管理に関する助言・指導を受け、水揚物の鮮度・品質の保持や市場の衛生管理体制の改善・向上を図る。</p> <p>全漁業者と漁協は、これまでの取組を総括し、今後の水揚物及び市場の品質・衛生管理体制向上策を検討する。</p> <p>② 水揚物の付加価値向上策</p> <p>沿岸小型船漁業者と漁協は、凍結生シラスの生産・販売体制を維持し、今後の方針を検討する。</p> <p>また、漁協は、市場食堂における地魚料理の提供を継続するとともに、地魚料理の販売実績を踏まえ、今後の運営方針を検討する。</p> <p>③ 栽培漁業・資源管理型漁業の推進</p> <p>全漁業者は、資源の増大を図るため、引き続きヒラメ、アワビ種苗の放流を行う。また、資源の効率的利用を図るため、漁獲対象資源の状態に応じて定める自主的なルールの下で操業を継続する。</p> <p>④ 磯根資源の有効利用</p> <p>沿岸小型船漁業者は、引き続き藻場の実態把握、保全活動、アワビの種苗放流と資源状態に応じた利用を行う。漁獲したアワビは蓄養出荷し、魚価の維持を図る。</p> <p>⑤ 魚食普及・消費拡大対策</p> <p>全漁業者、漁協は、引き続きイベントにおいて大津産水産物の試食・販売を行い、地域の認知度や水産物の消費拡大を図る。また、水</p>
--------------	--

	<p>産加工業者等が太田市の販売拠点において北茨城産水産物の販売を行う。</p> <p>観光客の呼び込みや地元の児童の漁業や魚食に対する理解の促進を図るため、市場食堂における地魚料理の提供や船曳網漁業の体験乗船ツアー、ヒラメの放流体験会、アンコウの吊るし切り見学と「どぶ汁」試食会等を継続する。</p> <p>また、市と漁協は、放射性物質の検査と結果の公表を継続し、漁獲物の安全安心を確保する。</p> <p>全漁業者、漁協、市は、これまでの魚食普及・消費拡大対策の取組実績を総括し、今後の取組方針を検討する。</p>
コスト削減のための取組	<p>⑥ 燃油等漁業コスト削減策</p> <p>全漁業者は、減速航行の徹底、係留中の機関の停止、漁協と市の支援を受けた船底清掃など、省燃油に繋がる活動を継続する。また、船齢や機器の状態、経営状況に応じて、省エネ効果や生産性の高いエンジンへの更新、代船の導入を検討する。</p> <p>全漁業者、漁協は、これまでの漁業コスト削減の取組を総括する。</p>
活用する支援措置等	<p>水産多面的機能発揮対策事業（国）・・・④</p> <p>水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）・・・⑥</p>

(5) 関係機関との連携

<p>流通・観光の拠点として発展が期待される群馬県太田市と交流を深め、北茨城産水産物の販路拡大を図る。</p>

4 目標

(1) 所得目標

漁業所得の向上10%以上	基準年	平成29年：	漁業所得	19,677千円
	目標年	平成35年：	漁業所得	21,786千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

漁業所得算出の対象は、底曳網漁業2経営体（沖合底曳網漁業1、小型機船底曳網漁業1）とした。沿岸小型船漁業については、平成23年3月の東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故の影響で主漁場が操業自粛区域に設定される等制約が依然大きく、現時点で漁業収入の増を見込むことが困難なため数値目標から除外している。

基準年については、平成29年に沖合底曳網漁業の対象漁船が新船を導入したため、基準年として妥当であると判断し、同年を基準年として設定した。

(3) 所得目標以外の成果目標

市場食堂の来客数	基準年	平成25～29年：(平均) 51,464 (人)
	目標年	平成35年 : 56,610 (人)

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

平成25～29年市場食堂来客数の平均値に対し、新メニュー開発や体験ツアー客など観光客の呼び込みにより、目標年の平成35年に10%増加を達成することを目標とする。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産多面的機能発揮 対策事業	藻場の実態把握、保全活動
水産業成長産業化沿 岸地域創出事業	省エネ効果や効率性の高いエンジンへの更新、代船の導入